

# 山口左七郎の祖父

## —山口家文書の紹介（その2）—

福田 以久生 滝本 可紀  
河内 光治 野崎 昭雄

### はじめに

本学人文社会系列関係教員数名を以て構成する「北湘近代史研究会」は、数学科助教授山口匡一氏所蔵の家伝史料の整理と解説を進めつゝ、すでに、「山口家文書とその目録」（本学研究報告A-3）、「大住郡上粕屋村と山口左七郎の父祖たち—山口家文書の紹介（その1）」（同誌A-4）を発表した。本稿はこの二篇につづく第三報告であり、山口

左七郎の養祖父山口左司右衛門真純と養父作助恒固（亀之助・隣之助）の二人に関する史料を、若干の解説を加えつゝ紹介しようとするものである。

なつて左司右衛門真純と称した旧姓水島喜三郎の実子であることなど、左七郎の祖父及び父に当たる人々との系譜関係については、すでに前稿で述べた。また、山口家に伝わる史料群みると、地頭である旗本間部家関係の史料がすくないが、山口家に直接関連するものは、この祖父左司右衛門真純に関わる時代以後に属していることも、前々号の目録で明らかである。本稿がまずこの二人をとりあげる理由は、おゝむね以上によつて知られるであろう。

### —山口左司右衛門真純関係史料

である。

足柄上郡金子村の間宮若三郎の二男仁三郎が、山口作助恒固となみ夫妻の養嗣子となつて山口左七郎と改名したこと、左七郎の養父に当る作助は幼名を亀之助といふ、のち隣之助とも称したが、夫婦養子と

文政六年（一八二三）から天保九年（一八三五）までに、発行文書が一点、受領文書が十三点、残っている。以下、順次に原文を掲載する。

### 143 田地小作証文

田地小作預り証文之事

一田壱反壱畝拾弐歩 小作入米六俵三斗成し

但見西式反別 内壱斗去引

右ハ此度我等勝手に付、水車相始渡世仕度<sup>レ</sup>い処、其許御所持ノ田地堤え懸り、水引等有之、殊に水車地統に付、格別勝手とも相成<sup>レ</sup>い間、押て御無心申入、小作に預り申處<sup>レ</sup>実正也。其年限の儀は當未の年より、来る辰年まで拾ヶ年季と相定申<sup>レ</sup>い 然上は如何様の違作又は干損水損等有之とも、無不作にて、米六俵弐斗宛年々十一月十五日限り、堅相計可申<sup>レ</sup>い。万一相障り<sup>レ</sup>いはゞ、加判弁納仕、貴殿え少も御苦勞相懸申間敷<sup>レ</sup>い。為後日之、小作預り証文仍而如何。

享和三年亥極月  
(一八〇三)

石藏村

佐次右衛門殿

印

借主左兵衛

印

白根村

印

右金子之儀者、御屋敷株御賄金ニ差詰リ、貴殿之御無心由処、実正也。返済之儀者、出来次第急度返済可申<sup>レ</sup>い。為後日借用証文仍而如件

文政六年(一八二三)

未三月日

三ノ宮村

小作預主

印

佐兵衛

印

請人

印

庄右衛門

印

証人

印

儀右衛門

印

左兵衛が、一家を創立する時に上納すべき冥加金である屋敷株金に差支えて、左次右衛門から借金した時の証文である。

なおこの文書を目録（A-3）では、享保三年と訓んで135号にいれたが、後日点検したところ、享和三年の誤りであった。したがつて、編年順では140号の次に入るのが正しい。今は元の番号のまゝに紹介するが、この際、不備を陳謝して訂正する。

近世の農民は、その耕作する田地は領主から御恩によって預けられているのが建前であった。そのため、自由に田畠を売買することは禁止されている。しかし実際は、この文書に示されている通り、水車小屋に必要な土地を購入する代わりに小作として借耕する形態をとつたのである。一般に、田畠を担保とした質地証文が近世地方文書には少なくないが、年期売りや質入れの形をとつて、実際には売却した場合が多い。その際、売主は買主の小作となる。

#### 146 田地小作証文

文政十一子年

田地小作証文

五ヶ年季

三の宮  
佐次兵衛伴

庄藏

田地小作預り証文の事

一田壱反壱畝拾弐歩 小作入米六表三斗成

但見西式反歩余

内米壱斗去引

#### 144 先納証文

先納証文之事

一金五両也  
印 但し文金也

右金子の儀は、我等地頭所御賄頭金に差支、貴殿え御無心申、只今慥に更取申処実正也。返済の儀は、来る酉の十一月皆済の砌り、武割勘定を差加へ、其元田畠御無貢御上納の内にて指引勘定仕、急度返済可申ゆば、為後日先納証文仍而如件

上子安村

名主源右衛門 印  
文政七年申の十二月

子の三月 小作預り主

庄 蔵 印  
組頭

請人 庄右衛門 印  
証人 儀右衛門 印

佐治右衛門殿

山口左七郎の祖父（福田・滝本・河内・野崎）

石藏

同

四

143号文書と同一趣旨の小作証文である。

左司右衛門殿

文政(一八二九)  
一二五年

栗原村

名主 専次郎  
印

八月廿八日

## 149 山林壳渡証文

上柏屋村

149

左司右衛門殿

〔異筆〕  
「山林壳渡証文 老通」

山林壳渡申上札之事

一淨業寺境内竹木立

員數不知

但、境は南北山岸通尤北の方印平地藪の中松杉木伐払、廟所

最下木は相除

右は同寺再建に付、本山并兼帶中より、給々役人共一同相頼、書

面の山林世話いたし、則代金武拾三両相定、今般貴殿え壳渡申、當

時金五両請取ひ。残金追々来寅年十二月中迄に、不残御渡被下ひ

趣、及御対談、山林壳渡申處実正御座ひ。然る上は右御本山始一同

及相談ひ上は、横合より少も構申事無御座ひ、万々一故障ケ間敷儀

出来ひ共拙者ら一同引受け、貴殿え御苦勞相掛申間敷ひ。為後日山

林壳渡一札依而如件

給々役人惣代

三の宮村

名主 鉄五郎  
印

なお、目録(A-3)にこの文書の差出人を左司右衛門としたが、  
それは請取人の誤植であった。訂正する。

## 152 質地書入借用証文

質地書入借用証文之事

一金拾老兩也  
印

但し文字金也

右金子之儀は、当御年貢并に無拠要用に付、貴殿へ無心いたし、只  
今慥に請取借用申處實正也。為此質物は我等源右衛門殿より、金九  
両二分にて譲請ひ。居屋敷統上畑、八畝ト見届老反三畝歩、并に作  
治郎方より金五両三年にて譲請ひ。上畑老反歩、右式ヶ所地所証文

共入置申ひ。但し返済の儀は来る□七月八日限り、壱割半の利足を加へ、元利共急度返済可申ひ。万々一相滯りいはゞ、加判の者引請

証文仕置い質地地所相渡し可申ひ。其節毛頭違乱申間敷、為後日、質地書入借用証文仍而如件

(一八三五)  
天保六年

上子易借用入

十二月 喜兵衛 ㊞

組合

利右衛門 ㊞

口入証人

喜之助 ㊞

親類

金治郎 ㊞

上粕谷村字石倉  
左司右衛門殿

親類

吉 藏 ㊞

隣家

善兵衛 ㊞

組合

清兵衛 ㊞

同

(異筆)  
〔御託下げ書〕

一通入」

山口左七郎の祖父 (福田・滝本・河内・野崎)

### 一札の事

一今般私義、家内取扱の儀、老母の存意に不叶義有之由にて、貴所様え御願の筋有え、罷出ひに付、私始組合親類一同御調の上既に御地頭所様へ、御覗可被為遊之処、時分柄と申、誠に最早八拾余歳にも相成ひ老母、何様にも任心底に、是迄私義不行届義は、厚く御詫已來孝養専一に可仕ひ間、御下げ被下ひ様願上ひ処、格別

の以御勘弁を御聞済被下、難有仕合に奉存ひ。然上は向後組合親類又々心添仕、重て御願ケ間敷義無え様可仕ひ。万一相違の儀も有之候はゞ、組合親類者共より、可申上ひ。若隠居御察当にても有之ひ節は、当人は不及申、加判の者迄何様に御取計被成ひ共、一言之義申間敷ひ。為後日加判を以一札差上申ひ所如件

(一八三五)  
天保六年

當人

未十二月 浦次郎 ㊞

親類

典型的な質入証文である。喜兵衛の借金に組合をなしている農民の利右衛門他一人が連帯の保証をなした。

### 154 御記下ヶ証文

155

繪図入質地証文

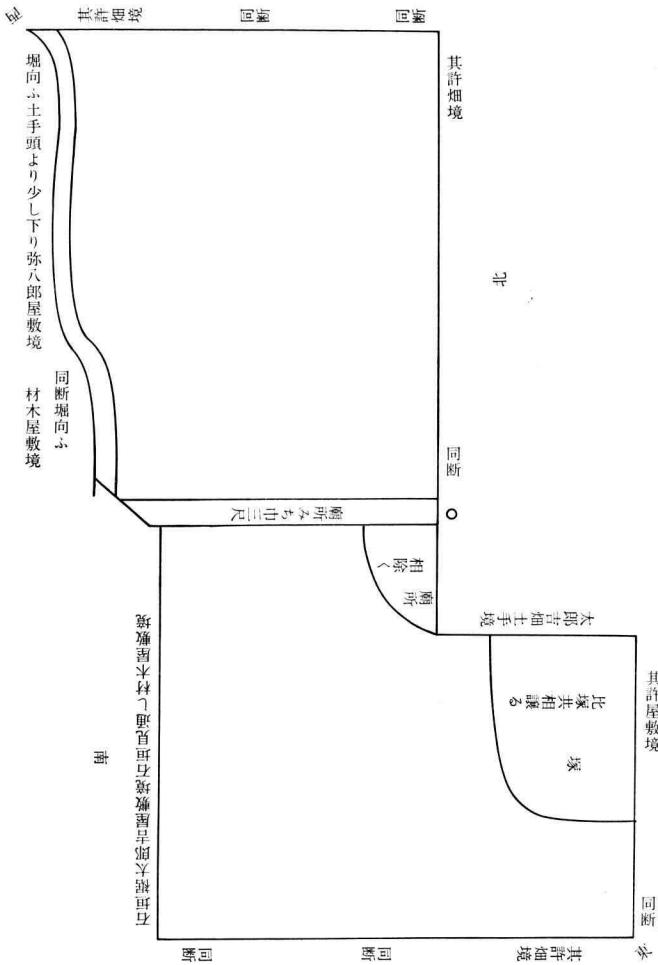
吉兵衛  
印

同  
松五郎

山口左司右衛門殿

同

御役人衆中



浦次郎とその老母との間の確執の具体的内容は分からぬ。しかし、家族内の不和と紛争は封建社会においてはありうべからざることであり、子の立場は親に対してもことに弱かつた。それが支配者をわざらわせた場合の跡始末を示す史料である。

伯母様村字原田

右繪図面境書の通少も

貸主

相違無之質地ニ□□□

亥之吉 印

依而如件

(一八三七)

親類太郎吉 印

天保八酉年

組合伝右衛門 印

十二月

同重左衛門 印

百姓代友治郎 印

組頭 安五郎 印

名主 平 藏 印

上柏谷村字石倉

左司右衛門殿

この文書のように、実際の地図を示すことによって質入すべき場所を明示した証文も、数多く行われた。

## 156 質地借用証文

質地書入借用申金子証文之事

一金三両壱分者(ママ)

但し文字金也

右金子の儀は、当御年貢并に要用差支、無拵加判を以、貴殿え御無心申、唯今燧に請取借用申処実正也。為此質物の仁倉惣右衛門分、

山口左七郎の祖父(福田・滝本・河内・野崎)

所は山王原にて下畠六畝廿武歩分、米武斗武合。地代金三両三分の

地所、証文共入置申い。但し返済の儀は来十一月十五日限り、毫割五分の利足差加え、元利共急度返済可申い。万々一相滞ひはゞ、加

判の者引請、右質物証文仕直し相渡し可申い。其節毛頭違乱申間敷、為後日質地書入借用申金子証文依而如件

天保九戌年三月日  
(一八三八)  
白根村

借用主 和 吉 印

親類

預人 庄左衛門 印

石倉

引請人伊兵衛 印

組頭代

百姓代 平左衛門

名主 文右衛門 印

上柏屋村字石倉

左司右衛門殿

## 164 借用証文

先納借用証文之事

一錢式貫式百拾四文

七

右は先般 御地頭所様御類焼に付、御長屋御普請金高割を以被  
仰付、則割府(符)の通達に請取申所実正也。且返済の儀は、當已十一月  
田方御年貢取五の節引去り勘定可致申。為後日借用証文、仍而如件

竹尾戸一郎知行所

上子安村	百姓代	善右衛門
弘化二年三月	組頭	久三郎
	同	次右衛門
	名主	利兵衛

印 印 印

糀屋村  
佐次右衛門殿  
領主は自己の必要とするものを領内の支配下農民に恣意的に賦課し  
た。その際、領内でおこる波紋は、下層農民の困窮と、上層農民のそ  
れを奇貨とした経済的拡大である。

### 御託入証文

(表紙・異筆)

「弘化四未年	秋山谷にて
十二月	定右衛門伴
上	定五郎
	清左衛門伴
	金太郎

### 御託入申一札事

一今般貴殿御所持字觀音山にて、私共兩人松立木伐取申レ處、御察  
當に預り一言の申訳御座無、既に御掛り御役人計え御届け被成旨被  
御申聞奉驚入、左にレては私共何様の取斗に預り可申哉、其儀難  
斗奉為、私共兩人全く心得違の段、先悲後悔仕。右に付組合を以  
度々御託申上レ得共、御聞濟無御座レ。又々金光寺様并に浦次郎  
殿御兩人レ取締り相歎き、是悲共御聞濟被下レ様御託願上レに  
付、御勘弁も難相成所、格別の御勘弁を以御内濟被下、難有仕合  
奉存レ。然る上は以來の儀、貴殿御所持の山字黒岩より私共近  
近辺、兩人にて野火等は不申及、猥り薪木成とり伐取者無之様、  
急度山廻り相勤め可申レ。加判一同よりも当人方レ篤と申聞、右  
の段急度為相勤め可申レ。万一野火等又は少々たり共盜木等有之

の儀、御見聞の上御察當に預りけはゞ、山見廻り方等閑に相当り

け間、其砌は何様に被御申立て共、一言の違乱申間敷け。為後日

一同連印を以、御詫一札入置申処、依て如件。

弘化四(一八四七)未年

定右衛門倅

十二月 当人 定五郎

組合 定右衛門

同 源 藏

同 勝 藏

清左衛門倅

当人 金太郎

同人組合七五郎

同 善右衛門

同 国左衛門

立合人浦次郎

左司右衛門殿

前書の通り相違無御座け。依て奥印致しけ。

以上

金光寺

花共

金武両弐分也 座料  
割返し

本籤當り掛金

四拾五口募り金高

金武拾弐両弐分也

此内金武拾両也

「 仕方左の通り

一、宗連四拾五人講

壱口分掛け金歩づゝ

前者は、文政九年（一八二六）の十一月のもので、修復の頼母子  
は、

に名を連らねてゐる。

147 145 宗源寺本堂修覆頼母子仕方帳  
御改革御取締筋二付、組合式拾五ヶ村役人連印帳

の一端が知られるであらう。

その他、かれは、

以上が、左司右衛門にあてられた質地証文・借用証文・お詫証文の類である。もって、かれの村内における社会的地位および経済的活動

というものであり、会主は宗源寺であった。山口左司衛門は油屋庄兵衛なる人物と二人で引受人となるとともに、五人の世話人をえらんで頼母子を始めた。しかも、かれ自身、最高の十口で加入している。

**179 賴母子満会金三組立合誌勘定仕立金残金割渡帳** は、天保十三

峰岸組

庄三郎 印

年（一八四二）霜月十六日に始められた賴母子の満会の清算書であるが、子易組・七五三引組・峰岸組の三組の代表がそれぞれ元利を清算した請取帳であるが、その清算を終了した嘉永七年（一八五四）の七月、三組の責任者は左司右衛門に対し、次のような報告を提出した。

右賴母子満会金の義は、会毎足し金其外諸経費差引金、残金の儀は最初取立の砌り、議定取極め置け通り、組々引請口数え割合、一同立合渡被成、慥に請取申候。然る上は已來共右勘定に付、一切出入無御座

い。為念連印仕りけ。

嘉永七年  
四

寅七月日

子易組

五兵衛 印

善兵衛 印

伝吾 印

七五三引組

桑右衛門 印

周藏改め

長助 印

このように、村内の惣代名主であつたかれは、近隣村々の惣代とともに連署の規定をもとりかわしている。農村共同体の鎮守の祭礼にかかる

**173 為取替規定一札之事** はそれである。

為取替規定一札の事

一大槻村天王宮例年神事祭礼の儀は、毎年六月七日社仲より御輿双人足を以、宿矢名御旅館迄渡輿、同十二月同所薬師境内にて、神樂執行、同十三日夜還御、右祭礼中互に取締行届意可申次第に成行、無余儀近來神輿御旅所渡輿の儀は休年に相成居け處、今般左の名前銘々休祭の義は、神慮にも応じ申間敷段、双方え懸合衆□□行届、但古例□聞、當年より前々の通神事執行可致筈。附ては祭礼中取締方、先前の振柄に准じ、氏子一同心得所、已來区々に不相成様、規定におよびけ處左の通。

一六月七日天王宮神輿御旅所宿矢名迄渡輿の儀は、双方より人足差出可申け。其節互に村方人足は勿論、參詣に罷越け者迄騒立混雜不致け様申渡置、尤双方より村役人附添見張御□持方等迄、氣を

付可申事。

一同十二日の儀は、前日大槻村え届、無宿にて神輿持限り、御旅中  
薬師境内にて、神樂執行、同夜中迄、例年参詣群集有□ 双方氏  
子のもの皆参詣いたし共、騒立混雜不致い様、双方より村役人  
附添見張ものを付可申ひ。尚又他村より参詣のもの、迷惑に不相  
成ひ様、心掛取計可申事

一同十三日夜神輿還御の節は、大槻村より人足差出、銘々鎮り宿よ  
り老人も出申間敷ひ古例に御座ひ。此段急度相守可申ひ。尤御輿  
引取節は、宿外迄早々持出し、宿内にて手間取申間敷ひ事。

右の通旧例まかせ、天王宮神事祭礼中取締筋心得方、区々不相成ひ様  
取極規定およびい處相違無御座ひ。然る上は、小前末々のもの迄此段  
申聞置、永久忘却無之、神事祭礼無□執行可仕ひ。万一祭礼中何様  
の義にて、心得違の者出来ひ共、双方役人にて引受、万事難混無之様  
申合、實意取計可申ひ。為念為取替規定一札仍て如件。

前書の通相違無御座ひ間、奥書き致印形ひ。以上  
曾屋村組合大惣代

名主 伊太郎  
立合人 宗治郎  
古屋村  
上大槻村

名主 庄吉  
与頭

名主 重郎兵衛  
組頭 米吉

南大槻村

嘉永五子年

名主

五月

北大槻村

市 藏

彦三郎

宿矢名村

山口左七郎の祖父（福田・滝本・河内・野崎）

名主 増右衛門  
伊勢原村組合大惣代  
落幡村  
名主 仁左衛門  
石倉村

名主

佐治右衛門

を示す。

150 年中御勝手向御入用積帳  
表紙

(一八三三)  
天保四巳年四月改

御地頭所様

年中御勝手向御入用積帳

相州大住郡上粕谷村

山口左司右衛門

月並定式の分

一金式分式朱

殿様御小遣

『金式分』

若殿様方

一金壱両

『金三分ト銀五匁』

御新造様同断

『金三分ト銀五匁』

於兼様方同断

一金式分銀五匁

友次郎様方同断

一金式分銀五匁

奥御雜用

一金式兩三分

は、おそらくかれの筆になるものと思われる。たゞ、これらは、地頭間部家の知行所をあづかると同時に他の旗本の知行地を含む相給の村々の惣代名主としての立場での作成文書あるいは記録であろう。在村する地主が同時に支配者たる旗本の勘定方としての役割を担当していることを示している。この点は、武士は都市に、百姓は農村にという公式的な江戸時代の農村社会の理解が成り立たぬことを示していく興味深い。旗本知行地の実態の究明に有意義な史料ともいえる。すでに、『神奈川県史』資料編8「近世(5上)」では、161号が収載されているので、本稿では他の二点を紹介する。文中の『』は朱筆書き入れ

嘉永五子年六月三日、宿矢名村龜二郎殿より使を以印形貰ひ参りゆに付、調印致し遣りゆ。

一錢八百七拾八文	若殿様	一〃武貫八百文	奥水油六升四合
	お兼様御手習御入用		尤大小ニ寄増減有之
友次郎様		一錢老貫八百三拾六文	右表御門御厩屋
		九四升式会代増増減有之	
御侍分老人扶持のもの并下々迄味噌代		一金武分式朱『相止』	御馬飼葉代
一〃武貫式百文	『壺メ武百文』	一錢四百八文『相止』	御家中買上糖代
一〃五百文	女中五人同断	一金武兩式朱	炭真木代年中平均壺ヶ月分
一〃八拾文	於兼様琴爪代	『金壺兩三分式朱』	新
一〃四百文『相止』	草履代	『金壺両三分式朱』	
一〃百四拾八文	御用部屋筆墨代	一金壺分	御人少々の節日雇買上酒代平均
一〃四百文『相止』	兩人分	『金一朱』	
一〃六百四拾八文	御馬くつ代	一金三朱	
一〃百文	御台所汁の実代	『六百文』	
一〃四拾八文	『四拾八文』	一錢七百文	弁当両度味噌代
一〃百四拾八文	侍分壺人扶持の者	『百文』	
一金武百三拾五文	三人香の物代	一金壺分	水引品の代
一金武朱	(醤)将油壺樽代	『金式朱』	
一金壺分ト式百文	石遣小遣	一金壺分式朱	品々買物代
一錢四百文	英太郎様乳母里扶持	『六百文』	
御小遣	英太郎様於花様	一ぜに六百文	借馬代
御小遣		メ金拾壺両壺分三朱	
御小遣		錢拾三貫四百拾壺文	

合金拾三両壱分三朱

ぜに六百拾五文

右は毎月定式の分

一金武朱

春慶寺月々御祈禱料調落の分

一金武朱ト武百四拾八文御詰番泊りの用諸色二口合

『金拾兩壱分一朱、ぜに六拾五文』

正月

一金拾三両三分武朱

月並定式

『金拾兩壱分一朱

ぜに六拾五文』  
『金拾兩壱分一朱

伊勢御初穂兩度

一金武分

両丸御献上

一金武両壱分

御太刀馬代

一金武朱

執田初穂

一金壱分

大山初穂

一金壱分武朱

兩殿様御初刺被下(ママ)

一ぜに武百文『相止』

御馬乗師被下

一"武百文

買物品々代

一金壱分

兩殿様九品寺御年始御參詣

一ぜに五百文『ゝ』

万歳へ被下

一"五百文

猿廻しへ被下

一"三拾武文

孫太郎へ被下

一"百文

(ママ)割かけ代

一"五拾六文

鏡ひらきの用

一金武朱ト三百文

御年男に被下

一金武兩式分五百八拾三文

御組合辻番給金

一金拾兩式分六百六拾文

奥向御時借

一金壱兩

御知行所名主共

一金壱兩『相止』

御上納の分

一金壱兩

右同断逗留中

一金壱兩式朱『相止』

夜具損料

一金武朱ト三百四拾八文

若殿様釵術御入用

一金武分

旧冬中御晦被下(ママ)

一金壱分

御中間兩人え留置へ被下(ママ)

一金壱分武朱

大部屋庭代

一ぜに武百文

御年男表入用

一金壱分

味噌水油其外

一金三分

大晦日より十五日迄

『金壱分武朱』

奥向御祝儀の用

一ぜに六拾四文『相止』	一金武分	日光御初穂
一" 七百文『右同断』	メ金六拾五両武朱	ゼニ九拾壹文
メ金三拾三両三分武朱	ゼニ四メ百九拾文	両に六分
此金武分武朱ト六拾六文	合金三拾四両武分	ゼニ六拾六文
『金武拾八両武分三朱、ゼニ五拾六文』	『金四拾八両壹朱ト錢百廿五文』	三月分
二月分	一金拾三両三分武朱ト	月並定式
ゼニ三拾五文	一金三分	御雑雜用御節句
『金拾兩壹分一朱トゼニ六拾五文』	一ぜに三拾武文	孫太郎え被下
一金壹分	一金兩	御子様方三人御異服物御馬踏其外平均
一金武分ト武拾文	一金壹分武朱	桐油代平均柴本屋払
右同断	『金壹分』	
神酒水油代	一金壹分	御詰香
秋葉御初穂	一金三分武朱	釘鉄物類鑄掛代
孫太郎へ被下	一金三朱	桶籠替新規等代
御新造様	一金武分	奥入用酒しほ酢代 <small>(塩)</small>
『金壹分』	『金壹分』	御客用御肴酒の用
一金壹分武朱	一金壹両武分	蠟燭代
右御成に付花代其外	『金壹分』	
一金四拾八両三分武朱	御用人諸士女中別當	
『金三拾五両武分』	不殘御手当壹渡被下	
山口左七郎の祖父(福田・滝本・河内・野崎)	一金壹分武朱	『相止』御馬具品々代

一金壱兩式分	『相止』名主部屋替代	一金壱兩三分式朱	塗物類詰仕度
『金壱兩式朱』		金壱兩三分式朱	塗物類詰仕度
一金式分		金式分	塗物類詰仕度
一金三朱		金三朱	塗物類詰仕度
一金壱分	『金壱兩式朱』	金壱分	塗物類詰仕度
一ぜに式百文		ぜに式百文	塗物類詰仕度
一金三両『金壱兩式分』	殿様御具服代	金三両『金壱兩式分』	殿様御具服代
一金壱分『金式朱』	御進物代平均	金壱分『金式朱』	御進物代平均
一金壱分『金一朱』	品々払	金壱分『金一朱』	品々払
一金式拾八両三分三朱		金式拾八両三分三朱	
一四月分	錢式百六拾七文	四月分	錢式百六拾七文
一金拾三両三分式朱	月並定式	金拾三両三分式朱	月並定式
一ぜに三拾五文		ぜに三拾五文	
『金拾八両三分ぜに三百壱文』		『金拾兩壱分一朱ト六拾五文』	
一金拾三両三分式朱	月並定式	金拾兩壱分一朱ト六拾五文	月並定式
一ぜに三拾五文		ぜに三拾五文	
『金拾兩壱分朱六拾五文』		『金拾兩壱分朱六拾五文』	
一ぜに三百〔式〕拾四文	殿中笠代	ぜに三百〔式〕拾四文	殿中笠代
『相止』		『相止』	
一" 拾六文	新茶代	一" 拾六文	新茶代
一" 四百文	御門引繩代	一" 四百文	御門引繩代
一金三両式分式朱	殿様御具服代	金三両『金壱兩式分』	殿様御具服代
一金三両式分式朱	御供方看板帶共六通	金三両『金壱兩式分』	御供方看板帶共六通
一" 四百文		一" 四百文	
一" 四百文		一" 四百文	銳術御割合
一" 四百文		金拾三両三分式朱	銳術御割合
一" 四百文		ぜに壱メ式百三拾九文	銳術御割合
一" 四百文		此金式朱ト四百拾文	銳術御割合
一" 四百文		合金拾四両ぜに四百五文	銳術御割合
一" 四百文		外に金五両壱分	銳術御割合
一" 四百文		利勢并乳母給金調落	銳術御割合
一" 四百文		五月分	銳術御割合
一" 四百文		一金拾三両三分式朱	銳術御割合
一" 四百文		月並定式	銳術御割合
一" 四百文		金拾兩壱分一朱ト六拾五文	銳術御割合
一" 四百文		月並定式	銳術御割合
一" 四百文		稼餅式俵并	銳術御割合
一" 四百文		まこもかたの代	銳術御割合
一" 四百文		柏餅の用	銳術御割合
一" 四百文		節句御祝酒肴一種代	銳術御割合
一" 四百文		孫太郎へ被下	銳術御割合
一" 四百文		よもぎ菖蒲の代	銳術御割合
一" 四百文	御侍下々御供笠代	一" 四百文	御侍下々御供笠代
一" 七百文『三百文』	御侍下々御供笠代	一" 七百文『三百文』	御侍下々御供笠代
一" 三百三拾式文	猿廻し被下	一" 三百三拾式文	猿廻し被下
一金三両『金壱兩式分』	殿様御具服代	金三両『金壱兩式分』	殿様御具服代

一金三兩三分	『相止』 服除三つ代 メ金三拾兩壺分三朱ト ゼニ武貫三百九拾壺文
一金三分式朱『金壺分』	桐油代 御服物品々代
一金壺両	板材木の代
一金三分式朱	釘鉄物類の代
一金式分	諸向奥の用
『金壺分一朱』	塩味増代
一金壺両式分『金壺分』	蠟そく代
一金壺分一朱	御馬具類の代
一金壺分	塗箱類膳女中 成替膳椀代
一金式分	家根方
一金壺分	大工方
一金三朱	左官方
一金壺分『金壺朱』	てうちん張替
一ぜに式百分	土の代
一〃 百分	野菜代
一金三朱	七月分
一金壺分『金壺朱』	桶類篠かへの代
一金壺分『金壺朱』	御進物御肴代
一金壺分『金壺朱』	品々代
一金拾三兩三分	月並定式 武朱三拾五文
『金拾兩壺分三百六拾五文	外に 金式両三分 御乳母調落
一七	山口左七郎の祖父 (福田・滝本・河内・野崎)

一金三両『金壺両式分』殿様御服代	一金式両	御服代暨定式
一ぜに三百廿四文 節句御祝酒肴代	一金三分式朱『金壺分』	布巾の代
一〃三拾式文 孫太郎え被下	一金三分式朱	桐油代
一金四両壺分『相止』 御城中元御附届け	一金四両壺分『金壺分』	釘鉄物類代
一金三朱 『相止』 右御部屋御割合	一金三朱	『金壺分一朱』
一金式両式分 定式え御附届け	一金式分	桶類簾替代
一金壺両三分 九品寺御回向料	一金式分	諸向奥の用
并月牌料リ足共	一金壺両式分『金壺分』	塩酒味噌等代
一金壺分『金式朱』 右寺御香奠	一金壺分一朱	馬具類代
一ぜに式百文 同寺盆中灯提	一金壺分『金式朱』	塗物類膳其外代
一〃式貫六百文 世話料	一金式分	左官方
一金六両『金式両』 御薬料見込	一金壺分	大工方
一金壺両式分一朱『相止』書方筆墨料	一金三朱	燈提張替
御供方勤金、御茶の間鉋釘代 (包丁)	一金壺分『金壺朱』	御長柄傘張かへ
掛役加役	一金壺分三百式拾八文	土代
御褒美被下分	『相止』	蚊遣り代
一ぜに式百文	一ぜに式百文	御進物肴代
一金壺分	一〃百文	下馬茶代
蓮の飯二包壺升さし鰯代百文 (ママ)	一金壺分『金式朱』	
御異棚御入用	一金壺分式朱『相止』	
諸品九品寺 代	一金壺分式朱『相止』	

勘兵衛仕切代

品々小払

九月分

一金拾三両三分式朱ト三拾五文 月並定式

『金拾兩壱分一朱ト六拾五文』

節句御祝儀御酒

御看一種の代

くり一升代

御用人初諸士并に下々御給金九月渡しの分

八月分

一金拾三両三分式朱三拾五文 月並定式

『金拾兩壱分一朱ト六拾五文』

一金拾兩三分

御服切類代

一金三分式朱『金壱分』桐油代

一金壱分

板材木代

一金三分式朱

釘鉄物類鑄掛代

一金壱分

桶簾替の代

一金三分式朱『金壱分一朱』諸向奥の用

味噌等の代

一金壱兩式分

蠟そく代

『金壱兩一朱』

馬具類の代

一金壱分一朱『相止』

塗物膳其外

一金壱分『金壱朱』

屋根方

一金壱分

大工方

一三拾弐文	一金三朱	一金三朱『金一朱』	一ぜに三百拾四文	若殿様御誕生日
	一金三朱	一金三朱『金一朱』	一ぜに三百拾四文	御祝酒肴代
	右履下馬	元服御祝儀		
	灯提張替代	茅葺代		
	土の代			
一金弐朱	一金弐朱	一金弐朱『金一朱』	一ぜに三拾弐文	孫太郎へ被下
	一金弐朱	一金弐朱『金一朱』	一ぜに三拾弐文	右同断
	森下町初穂	元服御祝儀		
	御月見酒肴共外代	茅葺代		
一金弐分ト百文	一ぜに四百五拾三文	神田明神御初穂料		
	十五日赤飯三升	其外の用		
	あさ漬大根塩糠代			
一ぜに四百五拾三文	一ぜに四百五拾三文			
一ノ五百文	一ノ五百文			
猿廻し	猿廻し			
十五日赤飯三升	十五日赤飯三升			
あさ漬大根塩糠代	あさ漬大根塩糠代			
一金弐分『金弐朱』	一金弐分『金弐朱』	一金弐兩式分弐朱	一ぜに三百九拾弐文	孫太郎へ被下
一金弐朱	一金弐朱	一金弐兩式分弐朱	一ぜに三百九拾弐文	御組合月番
一金弐分『金弐朱』	一金弐分『金弐朱』	一金弐兩式分弐朱	一ぜに三百九拾弐文	給金成限り
一金弐朱	一金弐朱	一金弐兩式分弐朱	一ぜに三百九拾弐文	
一金弐分『金弐朱』	一金弐分『金弐朱』	一金弐兩式分弐朱	一ぜに三百九拾弐文	
一金四拾壹兩弐分三朱	一金四拾壹兩弐分三朱	一金拾五両式分三朱	一ぜに三百九拾弐文	
一ぜに武貫七百廿四文	一ぜに武貫七百廿四文	一金拾五両式分三朱	一ぜに三百九拾弐文	
此金弐分弐朱弐ト	百四拾八文	一金拾五両式分三朱	一ぜに三百九拾弐文	
合金四拾弐兩一朱ト	ぜに弐百四拾八文	一金拾五両式分三朱	一ぜに三百九拾弐文	
『金弐拾八兩弐分ト錢三百五拾四文』	『金弐拾八兩弐分ト錢三百五拾四文』	一金拾五両式分三朱	一ぜに三百九拾弐文	
十月分	十一月分	一金拾五両式分三朱	一ぜに三百九拾弐文	
一金拾三両三分弐朱ト三拾五文	月並定式	一金拾五両式分三朱	一ぜに三百九拾弐文	
『金拾兩弐分一朱ト六拾五文』	『金拾兩弐分一朱ト六拾五文』	一金拾五両式分三朱	一ぜに三百九拾弐文	
一ぜに三百文	大根洗に付酒壺升代	一金拾五両式分三朱	一ぜに三百九拾弐文	
一金三分	大根洗に付酒壺升代	一金拾五両式分三朱	一ぜに三百九拾弐文	
一ぜに七百文『相止』	右の <small>(マ)</small>	一金拾五両式分三朱	一ぜに三百九拾弐文	
『金弐拾八兩弐分ト錢三百五拾四文』	『金弐拾八兩弐分ト錢三百五拾四文』	一金弐分弐朱『相止』	一ぜに三百九拾弐文	
十月分	十一月分	一金弐分弐朱『相止』	一ぜに三百九拾弐文	
一金拾三両三分弐朱三拾五文	月並定式	一金弐分弐朱『相止』	一ぜに三百九拾弐文	
『金拾兩弐分一朱ト六拾五文』	『金拾兩弐分一朱ト六拾五文』	一金弐分弐朱『相止』	一ぜに三百九拾弐文	
一金拾五両	一金拾五両	一金弐分弐朱『相止』	一ぜに三百九拾弐文	
一ぜに弐メ三拾五両	一ぜに弐メ三拾五両	一金弐分弐朱『相止』	一ぜに三百九拾弐文	
勘兵衛仕切	勘兵衛仕切	一金弐分弐朱『相止』	一ぜに三百九拾弐文	

此金武朱ト武百拾壱文	一金六両 『金武両』 御菓料見込
『金拾壱両一朱ト三百六拾五文』	一金三両 『金壱両式分』 殿様呉服代
十二月分	一金三拾六両式分 御用人始諸士女中下々給金手宛
一金拾三分式朱三拾五文 月並定式	一金三拾八両壱分 知行所拾七人取替
『金拾兩壱分一朱ト六拾五文』	『金拾八両』
一金武分 『金壱分』	一ぜに五百文『武百文』 大工御祝儀
一金壱分四百四拾八文 御事に付	一金壱両 浅草市買物
『金三朱』 孫太郎え被下	一金三朱 若殿様御子様方 諸稽古始の入用
一金武朱四拾八文 殿様御誕生日	一金百九拾八両 御貸附方御役所
一金武分 御祝儀御入用	一金拾四両 定式御附届け 遠国御代官役所
一ぜに武百文 餅むしろ代	一金拾四両三分式朱 えり納の分 押戸村同断
一金壱分 餅春	一金拾四両三分式朱 ゼに五百六拾四文 右同断 山口左司右衛門
一ぜに武百文 御汁粉代	一金武朱 御髪道具代
一金拾四両 御城定式 同断御部屋割合	一金壱両ト武百文 松かざり手間代
一金武両三朱 『相止』	一ぜに三百文 右同断
一金武両式分 『相止』 定式御附届け	一金壱両 壱百文『相止』 新左衛門御酒肴代
一金壱両 九品寺月拝料	一金壱両壱分三朱 御用入諸士女中 同寺十二月迄 花代諸色代
一金壱分 同寺御香奠	同寺十二月迄 御下駄草履代
一ぜに武貫六百文	
花代諸色代	

『相止』

書方筆墨代

五百文

用心土其外

一金三分

『相止』

御持鍔修覆代

一金壱分『金一朱』

ちやうわん張かへ  
合羽籠水かご其外

一金四両三分式朱ト

看板帶六通り代

『相止』

五百拾五文

一ぜに百文

赤いわし代

一金式兩

御服切類代

一金壱分『金一朱』

御大小修覆

一金三分式朱『金壱分』

桐油代

一金壱分『金式朱』

御進物代

一金壱兩

板材木代

一金三分式朱

釘鉄物類鑄掛代

一金三朱

桶簾替代

一金壱分『金式朱』

損料夜具代

一金式分『金壱分一朱』

諸向奥の用

一金壱分『金壱分一朱』

品々小払

一金壱兩式分『金壱分』

蠟そく代

一金壱兩式分『金壱分』

御門引繩代

一金壱兩壺分『相止』

馬具御修覆

一金壱兩壺分『相止』

十二ヶ月

一金壱分

塗物代

一金壱分

合金七百廿四文

一金壱分ト『相止』

御長柄傘張り替

一金壱分ト『相止』

ゼに四貫三百七拾壺文

一金式分

家根方

三百廿四文

此金壱兩式朱ト五百拾八文

一金式分

大工方

此金式分式朱式百四拾壺文

一金三朱

左官方

合金五百五拾式兩式分式朱

『拾二ヶ月分

一金式分

大工方

此金式分式朱式百四拾壺文

一金式分

大工方

此金式分式朱式百四拾壺文

『拾二ヶ月分

一金三朱

左官方

此金式分式朱式百四拾壺文

『拾二ヶ月分

錢式貫四百六拾壹文

此金壺分式朱ト六拾壹文

二口合

金五百六拾三兩　ゼニ六拾壹文

減金百六拾七番三分三朱ト　ゼニ百八拾貳文

減米代金

金五拾七兩三分一朱四拾壹文

減金合

金式百式拾五兩三分

ゼニ式百廿九文』

### 163 農間商売取調書上帳

一々注釈は加えないが、幕末に近い頃の旗本の暮向きが決して平穏安易なものでなかつたことを明らかに読みとることができる。

印

印

〔表紙〕

農間商売取調書上帳

相州大住郡伊勢原□合  
式拾六ヶ村之内

上粕屋村

中川鉄七郎知行

相州大住郡上粕屋村

穀小壳

一荒物類

一古道具

一燈灯屋

地菓子小壳

百姓同佐兵衛

久兵衛店吉蔵

百姓同桂蔵

忠藏店源右衛門

久兵衛店金次郎

百姓　善蔵

百姓　伝蔵

一縁日商売

平次郎店

総五郎

但し石鳥祭礼中

山口左七郎の祖父（福田・滝本・河内・野崎）

「農間稼ぎ」をしていたかを示すものである。いわば副業であるが、いずれも日常生活用品の自給の域を出るものではなく、零細なものであつたことがよく分かるであろう。関東出役の渡辺に、上粕屋村の状況を、まとめて報告提出したものは、各給の各主・組頭・百姓代の上に立つた左司右衛門であつたとみたい。



泊り	一穀物質物荒物并に酒油小売同	庄兵衛
一旅籠屋	百姓	真五郎
同	同	藤七
一居酒中喰休	同	久右衛門
一野菜出商ひ	勘藏借地藤吉	
一地菓子酒小売	政五郎店茂吉	
并に石鳥祭礼中	百姓	
一地菓子酒小売	同	清兵衛
但し石鳥祭礼中	百姓	平右衛門
一同	同	清右衛門
右書上名前の外農間商ひ 一切無御座ひ以上	百姓代源右衛門	
百姓代源右衛門	同	清右衛門
組頭 惣兵衛	百姓代平左右衛門	
名主 佐右衛門	同	善兵衛
間部熊五郎知行	同	九兵衛
同村	同	浦次郎
一穀物荒物	一地菓子	
一居酒蕎麦	ぞうりわらんじ小売	
同	同	弥右衛門
一居酒蕎麦	一燈灯張	
同	利左右衛門店	
一居酒中食休	一地菓子小売	
同	佐四郎	
同	百姓 重兵衛	
同	定右衛門店	
同	岩次郎	
同	佐次右衛門店	
同	勝五郎	
同	權兵衛	

山口左七郎の祖父（福田・滝本・河内・野崎）

## 171 御請書 嘉永四年二月

は、村内での歌舞伎・手踊の遊芸人の往来を禁止すべき命令の請書であり、次に掲載する御請書は、口達されたものの覚として認めた寺請その他に関するものである。

百姓	岩五郎
百姓	伊兵衛
同	松五郎
同	亀太郎
同	半五郎
百姓	吉五郎
百姓	平右衛門
同周藏後家	
又吉店	猶八
百姓代	亀次郎
組頭	留兵衛
名主	庄三郎

御 請 書
-------------

表紙

口達之覚

一聲養子并に嫁養女等貰請ひはゞ、村送り取置人別御改の節、加入可致事。

一同断此方より遣しひはゞ、村送り相添差遣し、人別御改の節、相除可申事。

但し、離縁出引等も前同断の事。

一地借り、店借り等致ひもの有之ひはゞ、能々身元糺、故障等無之の上は、確と請人相立、証文取□貸遣し可申事。

一地請、店請の者、相果ひか、又は故障等有之ひはゞ、借主より其段村役人共え相届て、請判証文相改引替可申、若万一請判いたしひ者も無之様成行ひ儀も有之ひはゞ、地借店借為致申間敷事。

惣代名主としての左司右衛門は、領主たる旗本間部氏から下達される法令その他を写して配下各村・各組の名主・組頭らに取次ぐ責任をもつていた。

関東御取締御出役

渡辺園十郎様

(一八四三年六月)

百姓代	亀次郎
組頭	留兵衛
名主	庄三郎

引扱可申事。』右は当子年人別御改の儀□□□□ひ間、村役人共は勿論、小前末々に至迄も、前条廉々相心得、以来精々入念取調可申様御心添可有之、然る上は若向後等閑の□調方等有之におゐては、急度可被御沙□ひ。其方厚相心得可申段御申渡有之□致度存ひ。依て此段御達申ひ。以上

子の二月

右の通り御両所様え

御地頭所様より御達有之ひ趣被仰聞、一同承知奉畏ひ。然る上は已來縁談并に地借り店借等の儀は勿論、都て格別入念不□の取計ひ無之様可仕ひ。依て御請連印差上申ひ。以上

嘉永五子年三月

平兵衛	印	亦兵衛	印
亀太郎	印	内匠	印
喜三郎地借り		富藏	印
武八	印	藤藏	□
市左衛門	印	周藏	印
七郎右衛門	印	仁左衛門	印
さた	印	又右衛門	印
山口左司右衛門殿		組頭見習	
山口隣之助殿		善兵衛	印
庄兵衛	印	組頭	
又吉	印	九兵衛	印
角右衛門	印	同	
		伝吉	印
		名主	
		糸右衛門	印
		同	
		文右衛門	印
		同	
		長左衛門	印
		庄三郎	印

そして、その実例として、**186 養子貢請一札之事** という文書があ  
る。村内への捨子を養子としたのであつた。

当酉年三月廿二日暁七つ半頃、捨有之。但し男子也。凡三才位と相見  
へ、直ちに取上げ、辻勘右衛門方へ預け置ひ。  
捨場表の下も屋に捨有之。

組合兵 八 印

上粕谷村字石倉

左司右衛門殿

文久元酉年九月廿一日 養育金

捨子養子に與置ひ証文 三両七分七沢村

但し向後構なしの対談 浅右衛門

但し夫婦にて被参ひ。

養子貰請一札の事

一當春中貴殿門前え男子捨子有之、右に付早速御取上げ御養育の事及  
承、然る所我等実子無之に付、養子に貰請度段申入い所、御承知  
被下げ処、仕合に奉存ひ。然る上は実子同様に仕度ひ間、以來貴君  
様方え出入仕ひ筈にて貰請ひ御対談に御座ひ。右様御対談申上ひ上  
は、縱令右小兒儀に付、向後如何様儀御座ひ共、我等方え貰請ひ上  
は貴君様え少も御苦勞相掛申間敷、右に付為養育と金子三両御心付  
被下げ処、受納仕ひ。為後日一札差上申所、依て如件。

七沢村

貰主

文久元酉年九月

浅右衛門

親類水五郎 印

寺送の事

一拙寺旦家同村の内、左司右衛門方え當春捨子有之に付、取上げ是  
迄養育いたし、人別え差加え置ひ処、此度貴御旦家朝右衛門方え養  
子に差遣しひ間、已來此方宗方相除ひ門、其御方宗旨人別え御組入  
可被為ひ。為後日寺送一札、仍て如件。

文久元酉年 七五三引村

九月 宗源寺印

七沢村 広沢寺

知事位

右の通り寺送り遣

九月廿一日 小僧并に

寺送り共遣す

左司右衛門らの住む上粕谷村は、山村であった。したがつて、猪や  
鹿が出没して農作物をあらすことがすくくなかった。重宝な武器と  
しての鉄砲は、本来百姓の所持することは許されなかつたから、特別

な領主の取計いとして例外を認めてもらわねばならない。次の

**御鉄砲証文** は、左司右衛門を通して領主へ提出されたもの  
集成である。

(前略)

御鉄砲証文の事

一 御鉄砲五挺 玉目三匁五分

右者上粕谷村猪鹿多分出、田畠を荒し百姓難儀仕けには、玉込鉄砲四季共為打申度旨奉願上申ゆ処、願の通前書御鉄砲五挺御預け被仰付、尤毎年十二月朔日返納來、二月朔日御渡し被下、然る上は御鉄砲の儀、他人は不及申、縱親子兄弟に御庭け共、御鉄砲預り主の外、余人え貸申儀、曾而以仕間鋪け。若右御鉄砲、惡事仕出し申ゆか、又は荒ゆ畜類の外殺生杯仕けはゞ、本人は不及申、名主五人組迄も、急度御咎め可被仰付旨被仰渡、承知奉畏け。右の趣相背けはゞ、何様の曲事にも可被仰付、為後日連印証文差上申処、仍而如件。

相州大住郡上粕谷村

安政五年

預り主

午三月日

助右衛門 印

九兵衛 印

市左衛門 印

惣左衛門 印

山口左七郎の祖父 (福田・滝本・河内・野崎)

御役所  
御地頭所様

名主	長助	惣左衛門	又右衛門	庄三郎	絹右衛門	善兵衛	伝吾	九兵衛	伊左衛門	市蔵	亀次郎	助右衛門	伝右衛門	百姓代	長助
	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印

前書の通相違無御座レ

以上

山口左司右衛門 印

申渡可被成レ。先は右等可得御意、御用多取込、文略早々如斯レ。己  
上

三月十五日

金田 卓爾 印

山口左司右衛門様

この鉄砲証文は、安政三年・五年・七年と三回提出されたものが一括されて残っている。

かれの立場から言つて、旗本間部家の用人などから、種々の指示をうけることは当然であった。用人金田卓爾・同庸右衛門から左司右衛門あるいは子の隣之助（作助恒固）あての書翰がある。以下に掲載するが、文書番号176のこれは、書簡そのものではなく、半紙袋綴にした写本である。

一筆致確達レ。然は此度夷国船渡來に付、御用達人數御備相成レ間、其村方より人足八人村役人両人都合拾人差出レ様、先便御達申レ處、

右にては少々不足に付、人足拾人村役人の内両人都合拾式人張出す様、御取計可被下レ。尤此程御用に付、右人足拾人の内、六人早々御差出可有之、差掛りレ儀に付差支レはゞ、六人の内三人は此書状着次第、早々出府レ様致し度。跡三人の義は、一両日延着相成レても宜□渡御座レ段、先便被仰越致承知致レ事

一先般御供方之者出立之節、於途中作助殿え全三拾兩御用立替金、御若殿様にも御帰府の儀と奉存レ。尤作助殿には、其前にも御帰府可レ成と存レ間、御安心御待可被成レ。先は右等申述度、余は後便に可得御意、早々如斯御座レ。己上

三月十二日

金田 卓爾 印

被成レ。右の節吳々も御差支不相成様、精々早着致レ様、夫々え御

金田庸右衛門

上京留守中無印

上柏谷村

山口左司右衛門様

猶以本文人足差出い節は、差掛り仕立御心掛を以御達可申い間、左様御承知可被下さい。

一月御賄金貳拾両、去月晦日着落手仕け。

且皆済目録其外諸取立等帳御達可申の処、御用多取込居い間、何れ作

助殿御帰府の上、御達可申い間、左様御承知可被下さい。己上

一筆致啓上ひ。天氣等故か、不同の季候御座ひ得共先以当然

上々様益御機嫌にて被成御座ひ。次に其村方無別条、貴様弥御安泰被成御座ひ。珍重奉存ひ。然て庸右衛門儀追々足痛快方に付、来る晦日

出立上京致し候、仍ても、過日得御意ひ。兼て庄兵衛帰村の砌、作助殿より申合御被達ひ豆州出金不納の分、当坐取替御先供通行の砌、途中にて作助殿も相渡ひ積の処、引返し相成ひ風聞に付、貴様始村役人共帰村の由致承知ひ。其後猶途中迄御出張、右金子御渡相成ひ哉。若御渡無之ひはゞ、拙者儀来月朔日通行の節、拾五両も當借致度奉存ひ。尤前出の通り作助殿へ御渡相成ひ儀に御座ひはゞ、別段借用におよび不申ひ。右は過日も不承知致度申述ひ得共、いまだ豆州皆上納不相成、且又俄に陸

預け遣じ旁以御差支心配致しひに付、再応申述ひ事に御座ひ。御達察可被下さい。且金用相済居い上は、拙者通行の節、貴様共不及申村役人共迄途中見舞等一切御断申ひ。

一拙者儀途中隨分差急、本道にて京着の心得に御座ひ。左ひえ共来月中旬にも作助殿并、跡より御供致しひ銀之助京地出立相成ひ様取計可申、小者も兩人下しひ積に御座ひ。尤京着の模様次第には御座ひえ共、先右の心得に御座ひ。左様御承知可被下さい。

一若殿様御儀、去る十七日三嶋宿御泊の節、木賀村半左衛門、小下田村幸吉兩人、御旅館え御機嫌相伺ひ処、御道中万事御差支無之、只御駕乗り不申ひに付、是には御困り被遊ひ由に付、乗駕壹挺人足三人、京都迄通し御調ひ差上ひ旨、大きに安心致しひ。右御出立迄の処、俄の儀に付甚以心配致し、御達察可被下さい。

一大越清右衛門事も、村方少々混雜の儀有之立帰り帰村致し度旨、尤此程は最早木賀村半左衛門出府可致迄待居い処、右三嶋宿の趣申越同人儀風邪にて急速出府も六ヶ敷哉の由、併全快次第早々出府由申越ひ間、無拠清右衛門儀昨廿五日昼立、帰村為致ひ。右に付ても御人少と申、万事御差支、拙者留守中作助殿帰府迄の処、甚心配致ひ、若卓爾より申入ひ儀にも有之ひはゞ、早々村役人出府致ひ様、兼て御心掛可被下さい奉頼ひ。先是右申述度、出立前種々取込、前後略文御はじ御覽

可被下さい。早々以上

二月廿六日

金田 卓爾

印

金田庸右衛門印

山口左司右衛門様

若殿様御上京の節、兼て御供被

仰付印處、先般海路

尚以折角時候被御厭い様奉存い。貴御地皆々様えも宜御伝声可被下い。余は不遠歸府日通上御物語可申述い可い。

一筆致啓達い。春暖の節御座いえ共、「上々様益御機嫌にて被い御座い」。次に村方無別条、貴様愈御堅固珍重奉存い。陳ば先般組頭庄兵衛帰村の節、豆州村々の高割御用金不納の分、立替相納可申旨談い。尤若殿様御供の者え、途中におるて相渡しけ積約定致し置い。右は作助

殿上京の節、途中におるて相渡被成有無承知致し度、近日庸右衛門上京致し處、若右金子不相渡はゞ、其心得にて罷とりいに付、何れ

にも右否承知致し度。乍御手數御報と早々可被仰下い。尤金高三拾両

の積りに御座い。此段も為念得御意い。先是右等申述度、如斯御座い。己上

二月廿一日認  
金田 卓爾 印  
山口左司右衛門様

御發駕相成り其節

若殿様御儀御供にて御發足、無御滯被為済、御同様大慶奉存い。先是右等申述度、此程御用多取込居いに付、種々御用向も有之い得共余は追々可得御意、文略早々如斯御座い。己上。

二月十六日  
金田 卓爾 印  
山口左司右衛門様

一筆致啓達い。春暖の砌にいえ共、先以上々様益御機嫌にて被成御座、珍重奉存い。就は作助殿御事

以前紙得御意い就是倚一郎様御事御病氣にて、是迄度々御差込為在いえ共、御凌被成い

処、去る七日朝俄に御差込強、種々御療養申上ひえ共、弥々に御養生無其叶同日已下刻被成御逝去ひ間、則御達申い。左様御承知可被成い。尤

若殿様には御定式の御遠慮被成御受ひ。先是右御達早得御意、如斯御座ひ。己上

金田庸右衛門  
山口左司右衛門様  
山口 作助 様

二月十六日 金田 卓爾 印

金田庸右衛門 印

山口左司右衛門様

新年の御慶目出度申納ひ。先以

上々様益御機嫌先被成御趣來ひ。次に村方無別条、貴様方亦御安全被成御越年、珍重奉存ひ。然ば御上洛の義二月差入早々御発駕に可相成、就ては次第に寄若殿様当月廿五日頃御発足にも可相成御模様に付、早速御出府可被成ひ。右は最早御出立後の義と存ひ得共、為念得御意ひ。且又兼て御達申置ひ兵賦御差出の義、金納にて相済ひ積の處、金納計にては不相済、壱両も差出申ひはねば、不相成訳に御頭様より御達も御座ひ。就ては早速御談申度義御座ひ得共、文通にては難弁、右に付豆州村々えも早々出府ひ様申遣ひ間、何れ御出府の上万々御相談可申ひ間、左様御承知可被下ひ。右は田村えも別段相達不申ひに付、御通じ可被下ひ。先是右等申述度、早々如斯御座ひ。己上

正月六日 金田 卓爾

山口左七郎の祖父（福田・滝本・河内・野崎）

山口左司右衛門関係文書中、次の史料は特に興味深い。嘉永六年（一八五三）浦賀に突如として現れたアメリカのペルリが率いる四隻の軍艦によつてもたらされた、国書の写しである。この国書などについてはすでに『大日本外交古文書』などに載せられているが、その翻訳文は様々であつて、「山左」が写したものとの翻訳が誰の手になるものかは判明していない。

177 うわさ草

（表紙）

嘉永六年六月  
アメリカヨリ差出ひ書翰写

う わ さ 草 上  
下

此主  
山 左

## 合衆国書翰和解

(アメリカ) 亞美利駕大合衆國大統領役相勤い性は斐謨、名は美辣と申者御通じ申い。日本國大君殿下には平安に被成御座、是ぞ至極尊むべしと敬べき良友と可申已也。<sup>(わやか)</sup> 今般別段本国の兵船大臣海軍總將被理なる者差出し、一組の兵船を引続、國書を携へ、貴國の御境迄相越、改めて殿下の尊覽に相備えい。扱右海軍惣將對面にて申付いは我々前々より、貴國と通好致旨、実情を取次申置いに付、殿下の疎略不名召(マミ)を願ふ。今度我両国にて親友の懇交を取結度に依り、旦通商のケ条を相定度故、此度欽差役彼理え申付貴國え罷出、右式ケ条の義取捌んため、君主殿前え御通申い。尤右合衆國規定の仕来りには、諸役人異國の政札杯差越引統い義は、嚴敷禁制(共)に付、此度明國に比欽差役の者え申付、其地在留の節は、貴所人民友の労役擾動致間敷との事也。扱當時合衆國の広大なる事は東西の辺境は海皆洋迄相違し其内西界は日本國え相対い。若火輪船え打乗り、加理科你亜省と申地方を掛離れ、又は呵哩千部と申地方よりして、大平海を駛せ越ひえば、昼夜十八日にして貴國の湊口え到着致す也。合衆國の一省名を加理科你亜と申い。大国にて産物も多し。毎年黄金を出す事四千百両程の多きにて、白銀、水銀、宝永等の諸物も、同様に多く出產す。日本も亦同様に富肥え、沢山に宝物を出產す。其人物は聰明利発にて、芸能多くい也。此隣樓の両地相互に往来せば、必共に大利益を得ん事疑ひなし。我等固く此訛に付て交易を図んと存る也。爰に兼て相心得いも、日本國古來の撻に

は、只々唐土、<sup>(オランダ)</sup> 阿蘭國の船は通商差許され共、此両國の外は一切別國の船湊口へ入る事は許されずい。乍去世間の情態万國の政事を追々古例を改革いたし、新法に取換えい義は多く見当りい也。其上貴國にて最初古例御取定被成い時分は、亞美利駕は未新地球と名付け位の事にて替ひき。<sup>(ヨーロッパ)</sup> 欧羅巴國の人共、本地を離れ、無地の山々え入、住居して土地を開き、耕作植付等致し、彼地在住良久かりしが、其時分は人民も少く、且は貧しくいひき。只今は民生も繁昌し、交易の儀も年を経て盛に所々え行われ。此等の儀殿下にも委細御承知被成い事と存じ、若古來の仕来りを改られ、我両國の者共は、売買を御免しなれば、双方共に大利益を得る事ならん。若哉夫共君主には只々古例に従れ、異國船は漫りに入津を免されずとなれば、是は御國法に照り合せ、先數年ためしに取行ひたまへ。又は五年十年の間と為ふも差支えい義は有まじ。扱篤と利益の有無を御承知被成、或は売買共一向無益と被思召いはゞ、又々古例に被引戻りても宜からんと。元來本國の外國と約定相立い節は、數年を経い末若哉両國とも志願不致時は、又々新約を取用ひ不申。我両國共に暫時湊口を開き試いはゞ、向後如何様の模様に成行とも知れ申べし。扱又比欽差役の者え申付いて、殿前え申上いへば、本国の加理科你亜を出帆、唐土え罷越い者極て多く、将又鯨獵の船も度々貴國の辺境に近づきい者も有之、此等の諸船は若哉颶風出合毀ぼち碎かれ、海辺漂ひい節敬船は打われいへ共乗組の者積荷は別条なき時、我等におるて此等賦民の性命を懸念致す事にい。依

(生)

之考ひに貴國の官吏民人數此等の人と船とは、見懸る程能安堵撫恤を加へ、思待して仁恵を施し、人も物も皆保護を蒙り、御留置に相成、本国船の來着を待受、速帰りゆ様致度事也。其上本国の民にても、同じ人類の事なれば、御口隣可被下ゆ。君主にも御口なき事あるべきや。若此義論申を推厚せざれば、御心に快然たらざるや。其上軍為ふに貴國には石灰を出産し食物も沢山なるよし。夫故此欽差役の者え、しかと申付、御直に言上致させれば、本国火輪船大平海を渡り、唐土え往者は、其石灰を焼ゆ事数万石におよびゆ。乍併其船中にて、多積載せがたく、途中にて所用に引足不申ゆ得共、夫を吹立ゆ手立なくひ。併本国迄立戻りゆ事は、誠に不都合にゆえば、夫故此跡船においては、貴國の湊口へ入津して、石灰食物を買求めて、所用を吹立、又は水を吸取り都合の宜敷を求んとして也。其諸物を買ひには、或は銀銭にて償ひ、或は諸品を以取換ひても宜敷、願くは御議定の上、南境の湊口を一ヶ所被定置、本国の諸船に暫時の間船繋いたし、此諸調度を買取、且は食料家を取貯へゆ様致度く。此義は可成丈急速に御許を得て、我等篤加遠届を免めて、快心を得せしめよ。今度此欽差役の者彼理申付、一組の兵船を引連、貴國え相越、江戸と申、名京え往き、我等に代りて拝謁し、我等の大巧に思ふは、我両国にて明友の情を設け、貿易の道を開き、本国船をして、食料石炭等を買取、且は艱難の人民を保護憐愍し給ふと希ぶ。以上の諸事を除きて外は、此欽差役の者別に替り誠に志意は無之ゆ。又船中には本国産の巧芸なる有帛

数件を積越ゆ。是を君主より進呈いたしう。御覽にたらぬ粗品なれど、御収納被下我等の思ふ真実恭敬の驗を御承知被下度く、偏に希ふは、全能具備の眞神、君主を保護して嘉福を受させ、聖願を感じ給ふや。

兵と申此図書は、是正眞の品にて、本国大國璽と名前と花押を見給ふて、証拠と致されよ。

亞美理駕大合衆國都(ママ(ワシントン)華盛頓といふ地に有、西洋の紀年一千八百五十二年十一月十三日にて、即ち壬子年十月初六日に対す。

亞美理駕大合衆國大統領、性は斐謨名は美辣申述ゆ。日本國大君主殿下弥御平安被成御座ゆ義と存ゆ。此度我等心中の事、水師提督彼理へ申付置ゆ。此者義は見識端正にて才能有之家来に付、此度別段に欽差役申付、諸事取扱致させ、大合衆國惣代として、貴國え差遣しゆ間、大君主より差出し被成ゆ御用掛りの御家来と相談いたし、両国の和睦通商を固く取極ゆ為に、船を馳の湊口え着岸致ゆ事。右等の修約規定并大切用向の儀は、皆取扱の役人双方熟談取極ゆ後に、欽差役彼理により即刻に申越ゆ得共、我等諸大臣と許義治定致し承知ゆ旨、書面を以申ゆ。

亞美理駕大合衆國都にて、華盛頓と申所有之ゆ。西國歐羅巴紀年千八百五十二年十一月十三日、吾国にて政を立ゆより七十七年、即壬子の年六月六日に御座ゆ。此書無相違証拠のため、名井花押印章を相用

い。

大學士依斐烈勅を受書す。

亞美理駕大合衆國欽差大臣兼等本国師船夫<sup>アシ</sup>唐土日本等海水師提督大師彼理、大切の事を申述いため、本欽差役の者、本國大統領欽差の申付を受、諸事取計<sup>シテ</sup>致し、一組の軍船を率ひ、日本國境え渡米致<sup>ス</sup>い間、大皇帝殿<sup>ハシマ</sup>下え書翰を差上、兩國の和睦條約を申述<sup>ス</sup>。依之本国主の書翰并欽差使の書翰、此二書は別に写取、英國字、阿蘭陀字、漢文にて相認入御覽に<sup>ス</sup>。右二書の本書は封印にて、大皇帝え御見通の節を待<sup>ス</sup>え、入御覽に可申<sup>ス</sup>。且右國主の前にて被申付<sup>ス</sup>。右吾國主より陛<sup>ハシマ</sup>下御安心思召<sup>ス</sup>様にと思慮致<sup>ス</sup>故は、吾國主兼て久敷及承り<sup>ス</sup>は、

吾國の人民自分より思ひ付、貴國え罷出<sup>ス</sup>者共、或は大風にあひ漂流致し貴國の海岸着致<sup>ス</sup>し人民共、貴國の御役人百姓共、我人民を仇敵の如く取扱を致<sup>ス</sup>に付、吾國主甚心配被致<sup>ス</sup>。只今より數年前、船三艘、名は<sup>(ギリソン)</sup>嗚<sup>(ラコタ)</sup>囁<sup>(ラカシヤ)</sup>囁<sup>(ラカシヤ)</sup>吐<sup>(ラカシヤ)</sup>等と呼<sup>ス</sup>人船、貴國海辺に漂着の節、彼是御取扱の委細を承知いたし、本欽差役主命を受、殿<sup>ハシマ</sup>下へ申述<sup>ス</sup>に許容を願ひ、和親御承知の上、吾國人數貴國海辺え漂流いたし、或は暴風被吹流湊口え着<sup>ス</sup>ても、仇敵の如く御取扱無之様致度<sup>ク</sup>、且又貴國の人民吾國へ漂流致<sup>ス</sup>は、船中入用の品助力致し、貴國へ返し申<sup>ス</sup>。まして今西國歐羅巴の国にては、吾國の官民を取扱<sup>ス</sup>は、總て人倫爺蘇の道を心得<sup>ス</sup>故、船の懷札人の死亡は相救<sup>ス</sup>事に御座<sup>ス</sup>。是等も御鑑察可被下<sup>ス</sup>。且吾國は歐羅巴諸國と懇意盟約の国には無<sup>ス</sup>い

え共、吾國の法度は夫々の諸役人は政事を取扱<sup>ス</sup>間、本国人民の教には拘り不申、まして他国の政事を乱<sup>ス</sup>義は無<sup>ス</sup>。吾國の儀は、是より前三百余年、歐羅巴初て貴國渡米の頃より、吾国に来住し、土地を開き、只今に及ては大邦に相成、日本歐羅巴の間にありて、東西海に連、歐羅巴人は早く東方に住居押たし、今にては人民繁育し、國の西界に至り、日本え相対し<sup>ス</sup>故、火輪船に乗泰平海を渡り<sup>ス</sup>れば、十八日計りには、貴國の境に至り申<sup>ス</sup>。當時天下一統交易の道、年々繁昌致し、貴國にても湊口は船多く相見申<sup>ス</sup>。貴國の役人衆、吾國の人民を仇敵の御扱不被成様にと、國主より大皇帝両國の和約を定め、御懇意致度存<sup>ス</sup>。(ママ) 貴

貴國初め御法度を設け、異國船湊口に入る事禁制被成<sup>ス</sup>砌は、善政明戒に<sup>ス</sup>え共、只今に相成<sup>ス</sup>ては、吾國と両國近隣に相<sup>ス</sup>、往来容易に御座<sup>ス</sup>れば、昔と今の時勢同じからず。御善政にては古例の御撻に準ひべからざる儀に付、本欽差相考<sup>ス</sup>には、陛下は定て當時の大概情形を御考察被成<sup>ス</sup>て、此理に従ひ眞實に和約を取極<sup>ス</sup>れば、両國兵端を引起<sup>ス</sup>事無<sup>ス</sup>と存<sup>ス</sup>。依て四艘の小舟を率ひ、御府内近海に渡米いたし、和約趣意御通達申<sup>ス</sup>。本国此外に數艘の大軍船有之<sup>ス</sup>間、早速渡來可致間、右着船無<sup>ス</sup>之以前、陛下御許容被下様仕度<sup>ク</sup>、若和約の儀御承知無御座<sup>ス</sup>は、來年大軍船を取揃、早速渡來可致<sup>ス</sup>。右に付只今大皇帝の御許儀相願申<sup>ス</sup>。御承知被下<sup>ス</sup>は、右等条約取極の後、其外大切な用事無<sup>ス</sup>、大軍船渡來不致<sup>ス</sup>。且又吾國主和約規定の書翰持

參致し、是は幾多御指図を受、御目通の節御直入御覽に可申処、願く

は大皇帝貴重の御尊体御福寿御限り無御座ひ様存ひ。是に皆御府内至

り可申述い。

癸丑年六月初二日

(アマ)

亞美理駕大合衆国欽差大臣兼宮本国師船現留泊日寺海水師提督彼理、

主國の君の為に一大事可申述い。此度本国大君の被仰付をさゝげ市に

見計、模様に従て、程能其事を取扱、仲違なき様に懇談いたし、向後

の規定を取立、必ず日本の大臣と同じて熟談致、此後何月何日頃京師

え来り、

大皇帝に御目見致し、亞美理駕主公の書状并勅書の稿紙両通を持來り、謹で日本國主の御覽に呈、大臣に申付、早く日限を取極、互に評議明白にすべし。敬て爰に能挨拶を待なり

癸丑年六月初七日

敬て致啓上ひ。此度持参ひは書一封、其内様に重き大切の儀を詳て申述ひ。其事当國の事にも連及申ひには、能々御用心御手落無之様篤と御評義可有之事と存ひ。爰元用掛り出役の者、十分に落付て、来年三月頃を待て、夫々と船を連て江戸海に乗込、右の御返答を受取可申ひ。其後全抜目なく約束を立て、當國と我國と永久の和睦可致ひ。爰に申述ひ間、後日能き御返事を期待申ひ也。

掛役大臣船軍惣大將被理  
書文

山口左七郎の祖父（福田・滝本・河内・野崎）

本国の火輪船、名は<sup>(サスケハナ)</sup>蘇士貴四子那といふ。江戸海に在る。

癸丑年六月初八日

嘉永六年丑六月三日、浦賀湊え着船、同十二日出帆に相成候。

浦賀  
御奉行

海防掛り御目付より、阿部伊勢守殿え、御直の進達左の通。

浦賀表異船渡來、害心を挾及手向自然打払打沈可申義に相成、浦賀奉行より御注進申上、弥以及戰鬪ひ節、觀音崎、富津の要地乗越、内海え可乘入も難計ひに付、江戸近海要地より、御警衛人數の義、兼て御触達御座ひ。在府の面々有合人數早速出張り、御警衛仕ひ義私共勘弁仕ひ所、臨時急々の義、不限昼夜即刻御登城、夫より御差図可有之ひえ共、左の事に無之、浦賀表て四家御警衛にて打払打沈可申事にひはば、臨時御登城にも不及、声援の為神奈川本牧辺に、兩三年差遣し、大目付御使番等是又出張宜次第、追々人數出御達被成ひ。乍併余り持重り過、機におくれ意外の脆拋およびひも却て油斷に可有之ひえ共、二三艘の異船渡來致ひ共、觀音崎富津の要地容易に乗越申間敷、誠に内海浅洲多、海路至て狭く、二千石の船ならでは、品川表迄着船相成ひ共、打払焚沈ひえ共、人氣騒立陶々敷風俗故、まして如前条異変有之ひ少々及延焼ひえ共、人氣騒立陶々敷風俗故、まして如前条異変有之ひ

はゞ、如同様騒動狼狽可仕義難計ひ間、可成丈鎮静に御差置有之様仕度。右に付ては、兼て私共心得罷有也。其外心得可然存ひ。寄て御内意有之ひ方、事に臨、手笞行届可申哉、万一不例の急変出来ひ節は、御手当向大凡見込申ひ。

一浦賀表渡米の異船、万一富津の要地乗越、内海へ乗入ひ義、浦賀奉行より注進、其外共及急変、不限昼夜に臨時御登城有之ひはゞ、御用番より八代洲河岸火消屋敷え御達、三つ柏子太鼓鐘入相図仕外、火消屋敷にても聞伝同様打立ひはゞ、右の鐘太鼓聞付次第、諸役人早々登城、都て朱引内書左の通り、御登城の通り、諸向共不残登城、御番方の義は、寄場々々え駆集、所々御門番當番非番一手防、大名共持所々々え相詰ひ義心得可申ひ。

一御登城の上夫々え御達を以、人数出張の儀御達、集場の義は左の場所へ駆集ひはゞ、大目附御目附御使番の内、集場え出張、面々え被仰渡、直差繰出張可仕ひ。且面々寄場并持場の義は、兼て心得罷有之様仕度ひ。

一西国筋国持衆其外多分大森品川辺下屋敷抱屋敷所持有之分は、一先下屋敷え凡罷有、御差図の上持場え罷越ひはゞ、迅速に人数相揃可申け。都て集場の儀、浜御構内、増上寺山内、築地本願寺境内、永代橋向、深川八幡、佃嶋、麻布広尾ヶ原、高輪泉岳寺、海禪寺、品川東海寺其外最寄上中下屋敷え、兼て定置様可仕ひ。

一浦賀表の模様に原宿共御用舟にて、御目付支配向往返仕ひ様いたし

度。異國渡來の節は、別ての儀異變有の節は、海陸共御目付方にて、物見差出可申ひ。

一都て出張の人数、上下共火事具相用可申、着込いたしひ共、勝手次第相成ひ様仕度ひ。

一鐵炮の儀百目以下三匁五分以上、老人にて業前いたしひ分計持出の方可然事。台仕成打等手重の分は、大森品川最寄海辺屋敷有之向は、兼て右屋敷え廻し置、持場次第持運ひ積り。其外火矢炮塹惣て火業の道具用意、勝手次第可仕ひ。

一人数の儀、有合差出ひえ共、可成丈七分以下無用の人数相背ひ様、兼て御達置可然い。

一糧食焚出方の儀は、火急の事にひ間、持場并集場え郡代并御代官より焚出ひ様、兼て心得罷有ひ様、御勘定奉行え、被仰渡可然奉為ひ。一御船手の儀は、向井将監兼て心得御関船小早鯨舟相添、水主召連永代橋番所え相詰ひ様兼て被仰渡可然奉為ひ。

一本所深川佃島漁舟水主共、町奉行与力同心差引仕、佃島異岸嶋辺に差置、御用次第早速諸方へ差出し可申ひ。水戦は素より不好事にひえ共、時宜に寄小船数百艘、敢死の勇夫取乗、四方より攻寄ひ計略も可有之ひ間、兼て御舟手町与力同心心得罷有ひ様可仕ひ。

一御鉄炮方兩人与力同心其外御旗本御番衆御家人与力同心の類、兼て炮術熟練の面々は、浜御構内え出張、尤御番処衆御家人与力同心えは、臨時御差図可有之様、兼て頭支配心得罷有之様、被仰渡可然奉為

い。

一人數差出い在府の面々出馬の儀は勿論にいえ共、持場被仰渡御目付御使番の内、場所に隊の物督無之いはゞ、人数差引号令致仕間敷□□本牧、神奈川、大師河原、羽田辺は、都て一手持被致拵、軍後隊の心得にて、前段の一手差添い方可然哉。出馬無之人數計差出向々、二三隊づゝ組合、同席出馬の人、惣督差引仕可然哉

一都て御目付御使番の内、諸隊御附添監軍に心得罷在いえ共、攻戦の計略等は、隊将の指揮進達を以、急監軍の使令仕間敷、後日戰闘攻守の次第、將卒勇慎共見届いはゞ、御目付御使番より可及言上心得に御座い。

一異船内海に乗入い上は、打拝い共焚沈如同様にも、諸隊死力を尽し、速に誅滅致い義、専一に付、機会に係監軍諸手の応援をまたず自分の働く死の勇氣相震、打拝い義は、諸隊存分次第御委任、其意差掛御差図不相窺早速相鎮い方、専一の手柄勲巧の心得い様、被仰渡可然哉

一浜御殿御老中方御出張り、若年寄衆夫々監要の場所へ御出張、品川辺より江戸の方は御差図有之、御目付御使番の内、乗廻し御下知相伝可申上い。

一江戸市中其外共、混雜におよび可申、惡徒共虚に乘じ、放火盜賊可致も難計い間、町奉行并加役方市中見廻り、御先手組より五六組臨時町廻り被仰付取締方仕い様、被仰付可然。右等の義も兼て心得為置度

奉為也。

右等の儀私共勘弁評義仕い趣に候え共、其筈の模様計にい。緩急大小に寄、御差置い、輕重迅速可有之い問、前広差定い儀申上置い。

當時少々便利手當の義申上置い。御所置も可有之迄勘考相伺い様可仕い。先は大凡見込取調い趣、書面の通御座い。以上

松平肥後守 松平大和守

掃部頭摘

松平下総守 井伊玄蕃頭

右銘々御備場え出張可仕い事

松平讚岐守

御奉書にて登城可仕い事

真田信濃守 酒井左衛門尉

御奉書にて登城、御差図次第出馬可仕い

大隅守囁松平修理大夫

右は高輪下屋敷へ出張り可仕事

松平越後守 松平越前守

松平攝津守 松平左京大夫

松平大学頭 松平播磨守

松平大炊頭 松平左兵衛督

松平志摩守

右は銘々浜御庭広場え揃可申事

鉢子口え

堀田備中守

伊豆相模の領分

保科成六郎

大久保加賀守

三宅隆之助

右銘々深川八幡辺え揃可申事

安部虎之助

大久保長門守

松平豊後守

有馬備後守

永井信濃守

田沼玄蕃頭

右銘々深川永代橋向え揃可申事

九鬼長門守

嶋津淡路守

松平近江守

水野壱岐守

細川豊前守

織田則三郎

片桐助作

南部丹波守

青木鉄次郎

一柳土佐守

松平周防守

水野惣兵衛

丹羽若狭守

柳沢摂津守

柳沢彈正少弼

秋本但馬守

永井遠江守

板倉伊予守

大久保三九郎

右銘々麻布広尾ヶ原え揃可申事

嘉永六丑年六月 写之

伊達若狭守

佐竹壱岐守

松平壱岐守

津輕出雲守

し、旗本問部家に出仕しているものであるが、実はかれも嘉永六年八月に、「アメリカより差上い書翰の写」を「他見御無用」の「密書」と題して残している。これについては次稿の、作助を中心とした紹介に際して掲載することとしよう。

**また 165 日記帳** 弘化二年六月は、左司右衛門のものと思われるが、本稿では割愛し、日記類公刊のなかで紹介することとする。

### むすびにかえて

本稿は、当初、左司右衛門真純と、その子作助恒固の二人に関する史料の紹介を予定した。しかし紙数の関係があるので、前者のみをとりあげ、後者については次の機会に譲ることとする。

なお、本稿は、福田が一九八〇年三月末日を以て本学を退職するに当たって、その共同研究の代表者としての責務の一つとしてまとめたものである。その時点を以て、山口家文書の整理と分類の共同研究の第一段階は終了した。一九八〇年四月より、東海大学講師野崎昭雄が非常勤として本学に出講することとなつたので、河内・滝本二名と野崎が、今後、同家文書の内容的検討を進めてゆくこととなつている。

当面、本稿と同一形式による作助関係文書史料の紹介、日記類の刊行、近代の書簡類の目録と、とくに左七郎関係の書簡類の紹介が予定されていることを付言しておく。

(一九八〇・三・五)

山口左七郎の祖父（福田・滝本・河内・野崎）